

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月31日から同年6月1日まで

昭和38年4月1日から41年5月31日までA社に勤務した。A社の倉庫の2階が社員寮となっており、交替で夜勤もあったので、月末まで勤務したことを明確に記憶している。円満退職で翌6月1日から新しい会社へ転職したのも覚えている。社会保険庁の記録において、厚生年金保険被保険者資格の喪失が同年5月31日となっているのは納得できない。当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人はA社に昭和41年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る41年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年4月14日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月ごろから同年7月ごろまで

昭和41年4月ごろから同年7月ごろまでA社に勤務した。社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。健康保険料及び厚生年金保険料が控除されている41年4月分の給与明細書を持っているので、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の給料明細書により、申立人が昭和41年4月に同社に14日間勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、厚生年金保険料、健康保険料並びに失業保険料の控除額は当時の保険料率を基に計算した額と一致することから、申立人は、申立期間のうち、同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月の給料明細書の保険料控除額及び当該事業所に同時期に入社した同僚の記録から判断すると、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番は見当たらない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から

当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年5月から同年7月までの期間については、申立人がA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

また、A社における申立人が記憶している当時の同僚の供述は得られず、同期間に勤務していた者の供述からも申立人に関する情報を得ることはできない。

さらに、A社に係る申立人の雇用保険記録も確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和41年5月から同年7月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 15 日から 31 年 1 月 11 日まで
今から数年前に私の年金加入記録を社会保険事務所にて調べたところ、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が脱退手当金を受給済みであるとの回答を得た。

脱退手当金の支給を受けたのが昭和 31 年 6 月 8 日とのことだが、私は同年 2 月に結婚して、嫁ぎ先が商家だったので忙しく、脱退手当金の手続の方法も知らないし、絶対に受け取っていないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での厚生年金保険記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）が二つ存在し、一つは申立人の記録が記載されたものであるが、もう一つは社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿において申立人の一つ前の厚生年金保険記号番号が付されている同僚が記載されている上、一つ前の厚生年金保険記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は存在せず、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されると考えられるところ、平成 20 年 7 月まで訂正されていない。

また、平成 20 年 3 月 12 日付けで作成された申立人に係るねんきん特別便の備考欄及び 20 年 6 月以前のオンライン記録における申立人の脱退手当金の支給記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録とは一致せず、当該同僚が記載された厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致しており、社会保険庁において申立人の脱退手当金にかかる記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

さらに、当該同僚は厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において脱退手当金を受給済みとされているが、オンライン記録上は、脱退手当金を受給済みとはされていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで
昭和 38 年高校卒業と同時にA社に勤務した。4年間勤めて退職し、花嫁修業を始めた。44年10月に結婚し、再度A社に勤務した記録がある。A社に勤務したのが2度だったか3度だったかははっきりとは覚えていない。国民年金手帳に42年12月1日資格喪失の記載があり、44年1月まで「厚生年金」の押印があることから、その間、どこかで厚生年金保険に加入していたのではないかと思い申し立てた。当該勤務期間を厚生年金保険の資格期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳において、申立人は昭和42年12月1日資格喪失とされ、同年12月の検認記録欄に「資格喪失42年12月1日」と記載されているとともに43年1月から44年1月までの検認記録欄に「厚生年金」と記載されているが、申立人は、当該資格喪失の経緯を記憶しておらず、国民年金手帳への記録を行ったと考えられるB市においても当時の手続の状況は不明としているため、申立人の国民年金の資格喪失の原因が厚生年金保険加入にあるかどうか不明である。

また、申立人及び申立人の夫は、申立期間当時は申立人がA社以外で勤務した記憶は無いと供述しているが、社会保険事務所が保管するA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和38年3月1日資格取得、42年4月2日喪失、44年11月10日資格取得、45年9月21日喪失とされており、申立期間に係る申立人の被保険者記録は無い。

さらに、申立期間に係る雇用保険加入記録は無く、申立期間の前後の期間における申立人のA社での厚生年金加入記録と雇用保険加入記録は一致している。

加えて、A社は既に廃業しており、申立人の在籍期間を確認できる資料は無い上、申立人のA社での勤務時期や勤務回数に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 2 日から 54 年 3 月 31 日まで
私は申立期間においてA事業所（行政機関）に勤務していたが、社会保険庁の記録では当該期間について厚生年金保険加入記録が無いとされた。
A事業所では社会保険の保険証を持っており、一緒に勤務していた友人は厚生年金保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の資料を引き継いでいるB事業所（独立行政法人）が保管している申立人の人事記録により、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は既に廃止されており、B事業所では、「申立期間当時の資料について、人事記録以外には何も残っていない。」としている上、申立人も申立期間に係る給与明細書等の関連資料を所持していないため、申立人の申立期間に係るA事業所での保険料控除を確認することができない。

また、A事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和 53 年 7 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 6 月 2 日から同年 6 月 30 日までの期間は、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番はない。

加えて、B事業所が保管する申立人の人事記録により、申立期間中、申立人が賃金職員（日々雇用職員）として雇用されていることが確認できるところ、B事業所の担当者は「賃金職員（日々雇用職員）は、臨時的任用職員や正職員の退職・休職等にともない採用される者であり、任期は1日で任用予定期間も短期間（1か月～6か月）と設定されている。このような勤務形態の者はいつ退職になるかわからず、また、保険料が本人の負担にもなるため、当時は、社

会保険に加入させていなかったと聞いている。」としている。

なお、申立人は、賃金職員だった同僚がA事業所において厚生年金保険に加入(A事業所が適用事業所となった昭和53年7月1日に資格取得)していることを申立ての根拠の一つとしているが、当該同僚は、53年4月1日に一旦、臨時的任用職員として採用された経緯があり、資格の区分も正看護婦であることが、B事業所が保管する当該同僚の人事記録で確認でき、申立人とは事情が異なると考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月～42 年 4 月 1 日 (A園)
② 昭和 48 年 3 月～49 年 2 月 1 日 (B社)
③ 昭和 50 年 2 月～51 年 1 月 1 日 (C組合)

- ① 昭和 41 年 9 月から A 園に勤務したにも関わらず、社会保険事務所の記録では、同園での厚生年金保険への加入が 42 年 4 月 1 日からとされている。同年 1 月に成人式に出た時には A 園に勤務していた記憶があるので、申立期間①を厚生年金保険加入期間として認めて欲しい。
- ② B 社 D 支店の新規開店に伴い昭和 48 年 3 月から、B 社に勤務し、開店準備に従事したにもかかわらず、社会保険庁の記録では同社での厚生年金保険の加入が 49 年 2 月 1 日からとされていることに納得できない。
- ③ 昭和 50 年 1 月下旬に B 社 D 支店を退職してから、それほど間をあけずに C 組合に入社したにもかかわらず、社会保険庁の記録では、同組合での厚生年金保険加入が 51 年 1 月 1 日からとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A 園が保管する申立人の履歴書により、申立人が昭和 41 年 9 月 1 日から A 園に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 園は、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も給与明細書等を保管していないため、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できない。

また、A 園が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書において、申立人は昭和 42 年 4 月 1 日資格取得とされている上、申立人の A 社での雇用保険加入も同日とされており、A 園の現在の事務担当者は、「健康保険・厚生年金保険、雇用保険の加入がいずれも昭和 42 年 4 月 1 日であり、申立期間当時、申立人は保育科通信教育課程に在学中であることが労働者名簿に記載されていることから、試用期間だった可能性がある。」としている。

さらに、申立人が、自分と同時期または自分よりも先に A 園に入社したと

記憶している2名の同僚についても、申立人と同じ昭和42年4月1日に厚生年金保険に加入している。

- 2 B社が申立人に発行した在籍証明書により、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社は、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も給与明細書等を保管していないため、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、B社は、当委員会の照会に対し、「申立人が勤務していた支店の新規開店が昭和48年11月末であり、それまでの期間は、研修を目的とした雇用だったと考えられる。」と回答している上、申立人と同じ時期に入社したと申立人が記憶している同僚2名も申立人と同じ49年2月1日にB社で厚生年金保険に加入している。

さらに、申立人のB社に係る雇用保険加入期間は厚生年金保険加入期間と一致している。

加えて、申立期間②において、申立人は国民年金に加入し、保険料を納付している。

- 3 C組合は、当時の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人も給与明細書等を保管していないため、申立人が申立期間③において、C組合に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、C組合及びC組合の関連事業所の同僚6名に対し、申立人の在籍期間について照会した結果、申立期間③において、申立人がC組合に勤務していたことを記憶している者はいない上、このうち1名の同僚は「申立人は、自分がC組合から関連事業所に異動するころに、入れ替わりで入社したと思う。」と供述しているところ、当該同僚のC組合での資格喪失は申立人の資格取得日と同日の昭和51年1月1日、関連事業所での資格取得は同年1月5日であることが確認できる。

さらに、申立人のC組合に係る雇用保険加入は厚生年金保険加入から約3か月後の昭和51年4月1日である。

加えて、申立人はC組合内で撮影した写真を持っていること、社内旅行に行った記憶があることをもって申立期間③に在籍していたと主張しているが、当該写真に写っている者のうち3名の供述が得られたものの、写真の撮影時期は特定できない上、社内旅行は、妊娠を理由に旅行を辞退した同僚の記憶から申立期間③の後に行われたことが認められる。

このほか、申立人が申立期間③において、C組合に在籍していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月ごろから同年10月ごろまで

申立期間について、厚生年金保険被保険者の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録は無いとのことだった。A社には、B社退職後の昭和28年4月ごろから同年10月ごろまで6か月ぐらい勤務しているのので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社での仕事内容に関する申立人の記憶から、申立人がA社に勤務したことは推認することができる。

しかしながら、A社は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等を保管していないとしている上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、申立期間について同名簿の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が覚えている同僚1名は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されておらず、申立期間における厚生年金保険加入記録は確認できない上、申立期間前後に、A社で厚生年金保険を資格取得している複数の同僚の供述により、勤務していたにも関わらず、厚生年金保険の加入記録が無い者や入社時期よりも12か月程度遅れて厚生年金保険に加入している者が確認でき、A社では、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 6 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日まで

平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 3 月末まで A 高等学校に勤務していたが、社会保険庁の記録では、5 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格の取得、6 年 3 月 25 日に資格喪失となっており、前後の 2 か月間が未加入となっている。1 年間勤務していたので、厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 高等学校での仕事内容の記憶及び同時期に勤務していたとする元同僚の供述から、申立人が申立期間①において、A 高等学校に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 高等学校が保管している申立人の出勤簿、辞令書及び給与支払記録から、申立人が正式に講師に任用されていたのは、平成 5 年 6 月 4 日から 6 年 3 月 24 日までであることが確認でき、A 高等学校では、同年 6 月 3 日以前の期間については、正式な任用前の期間であり、学校独自の私費会計により、申立人に対する給与が支払われていたのではないかとしている。

また、A 高等学校が保管する給料・職員手当請求書により、申立人への正規の給与の支払いは、平成 5 年 6 月から開始され、厚生年金保険料の控除は、同年 7 月から 6 年 3 月までの 9 か月分について行われていることが確認できる上、A 高等学校が保管する健康保険・厚生年金保険料の納入告知書兼領収書において、申立人の保険料の納入告知及び領収が行われているのは、5 年 6 月から 6 年 2 月までであることが確認できる。

さらに、A 高等学校が保管する特別指導資料費（学校の独自の私費会計）帳簿によると、平成 5 年 6 月 18 日の摘要覧に申立人の社会保険料として 1 万 4,439 円の支払金額が記載されており、当該金額は、申立人の 5 年 5 月の社会保険料の事業主負担分と一致することから、申立人が正式に任用される以前の期間については、申立人に正規（公費から）の給与が支払われていなかったため、厚生年金保険料の事業主負担分は学校独自の私費会計である特別指導資料

費から支出されていたと考えられるところ、当該特別指導資料費帳簿において、申立期間①及び②に係る社会保険料は計上されていない。

加えて、A高等学校では、平成5年4月及び5月の申立人への給与支給に係る資料は保管していないとしている上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 8 日から同年 9 月 1 日まで
商業高校を昭和 46 年 3 月に卒業したが、就職が決まっていたので、同年 2 月から A 社 B 営業所に勤務した。先輩や後輩は、実際に勤務した 2 月から厚生年金保険に加入しているのに、私は 9 月からの加入となっているので、年金記録の訂正をしてほしい。

46 年 8 月までは、本社が C 地方で、9 月からは D 地方に移転したので、このときミスがあったのではないかと考える。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する申立人に係る社員カードにより、申立人が昭和 46 年 2 月 8 日に A 社に入社していることが確認できる。

しかしながら、A 社が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」において、申立人は昭和 46 年 9 月 1 日資格取得とされており、A 社では、「申立人がこれ以前に厚生年金保険に加入したことを確認できる資料は無く、申立人に係る社員カードの記載内容から、入社当時、申立人は国民健康保険に加入していた可能性がうかがわれる。」と回答している。

また、申立人の A 社における厚生年金保険記号番号は、昭和 46 年 9 月 1 日に A 社本社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に新たに払い出されたものであり、申立人がそれ以前の期間に同社の別の営業所等において厚生年金保険に加入していたのであれば、A 社本社が新規の厚生年金保険記号番号の払い出しを伴う資格取得届出を行うとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 46 年 9 月 1 日に厚生年金保険を資格取得とされている上、申立期間において申立人が勤務していた A 社 B 営業所の従業員の社会保険手続きを行っていたと考えられる A 社 C 営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人は記載されておらず、申立期間における両名簿の整理番号に欠番は無い。

加えて、A社C営業所において、昭和45年10月から46年6月までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者で入社時期を特定できる者11名について確認したところ、厚生年金保険被保険者資格取得が入社年月日より遅れている者が7名確認でき、A社C営業所では、全ての従業員について、入社日を厚生年金保険被保険者の資格取得日とする届出を行っていたわけではないと考えられる。

このほか、A社は当時の賃金台帳等を保管しておらず、A社C営業所が加入していた健康保険組合も当時の資料を保管していないとしている上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立期間において、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月から 19 年 9 月まで
② 昭和 21 年 10 月から 22 年 12 月まで

高校卒業後の昭和 16 年 4 月から、日給の工員として、A 社（昭和 18 年 5 月に B 社と合併。）に勤務した。17 年 6 月から労働者年金保険に加入し、保険料が給与から控除されていたと思うが、社会保険庁の記録では、19 年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者期間とされている。また、B 社退職後すぐに関連会社であった C 社に勤務したが、社会保険庁の記録では、23 年 1 月から厚生年金保険の被保険者期間とされている。いずれの期間についても記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が A 社及び B 社に勤務していたとする記憶は、比較的鮮明であり、申立人が申立期間に A 社及び B 社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社（合併により昭和 18 年 5 月から B 社）の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人は記載されておらず、申立期間に係る労働者年金保険被保険者記号番号に欠番は無い。

また、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日資格取得とされ、記号番号の横に「改」の印が付されているが、社会保険事務所では、「昭和 19 年 6 月 1 日に労働者年金保険法が厚生年金保険法（旧法）に改正され、被保険者の範囲が拡大されたことに伴い、新たに被保険者となった者について『改』の印が付されている。」としており、申立人は、同年 6 月 1 日の法改正により、同年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者となったものと考えられる。

さらに、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページの前後のページに記載されている者 259 名（うち男性 146 名）の資格取得日はいずれも昭和 19 年 6 月 1 日とされており、そ

の全員について、「改」の印が付されている上、A社で労働者年金保険の被保険者資格を取得している申立人の同僚を始めとして、同年5月以前に被保険者資格を取得している者については、労働者年金保険被保険者名簿に「改」の印は付されていないことから、B社が、同年6月1日の法改正に伴い、申立人を含む多数の従業員について、資格取得届を行ったものと考えられる。

- 2 社会保険事務所が保管する事業所番号等索引簿によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年1月1日とされており、申立期間②においては、適用事業所ではなく、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は、C社が適用事業所となった同日に資格取得とされている。

また、申立人はB社とC社は関連会社であったと主張するところ、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は、昭和21年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされており、これ以降、申立人がB社に係る厚生年金保険被保険者資格を再び取得したことをうかがわせる記載は無い。

さらに、C社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等は保管されていないため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除の状況が不明である。

- 3 申立期間①、②共に、給与明細書等申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで勤務したA社について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険適用事業所として見当たらないとの回答をもらった。

A社は表具店で、経理事務は同じ敷地内にある親会社のB社（現在は、C社）で行われていた。入社時に、経理担当者に厚生年金保険被保険者証を渡し、「手続きが終わりました。」と聞いたので、厚生年金保険には加入していると思っていた。当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は既に廃業し、A社の親会社であるB社の事務を引き継いでいるC社は、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことの確認ができない。

また、社会保険庁の記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、申立人は、当時のA社の従業員数は2名だったと供述しており、A社は任意適用事業所だったと考えられる上、A社の親会社であるB社は、申立期間当時は適用事業所ではなく、C社に社名変更後の平成3年5月から適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、当時のA社及びB社の事業主は、「A社の経理はB社で行っており、A社、B社とも、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、両事業主の厚生年金保険被保険者の資格取得も、B社がC社に名称変更した後、新規適用事業所となった平成3年5月1日からとなっており、申立期間中、両事業主とも国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が記憶している同僚も、申立期間はA社及びB社での厚生年金保険の加入記録は無く、その期間は国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、当時の同僚の供述も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで
戦時中、役場の指示で飛行機製造工場であるA社に挺身隊員として勤務した。社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険加入期間について脱退手当金を受けとったこととされているが、脱退手当金はもらっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和20年11月16日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。